

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律の概要

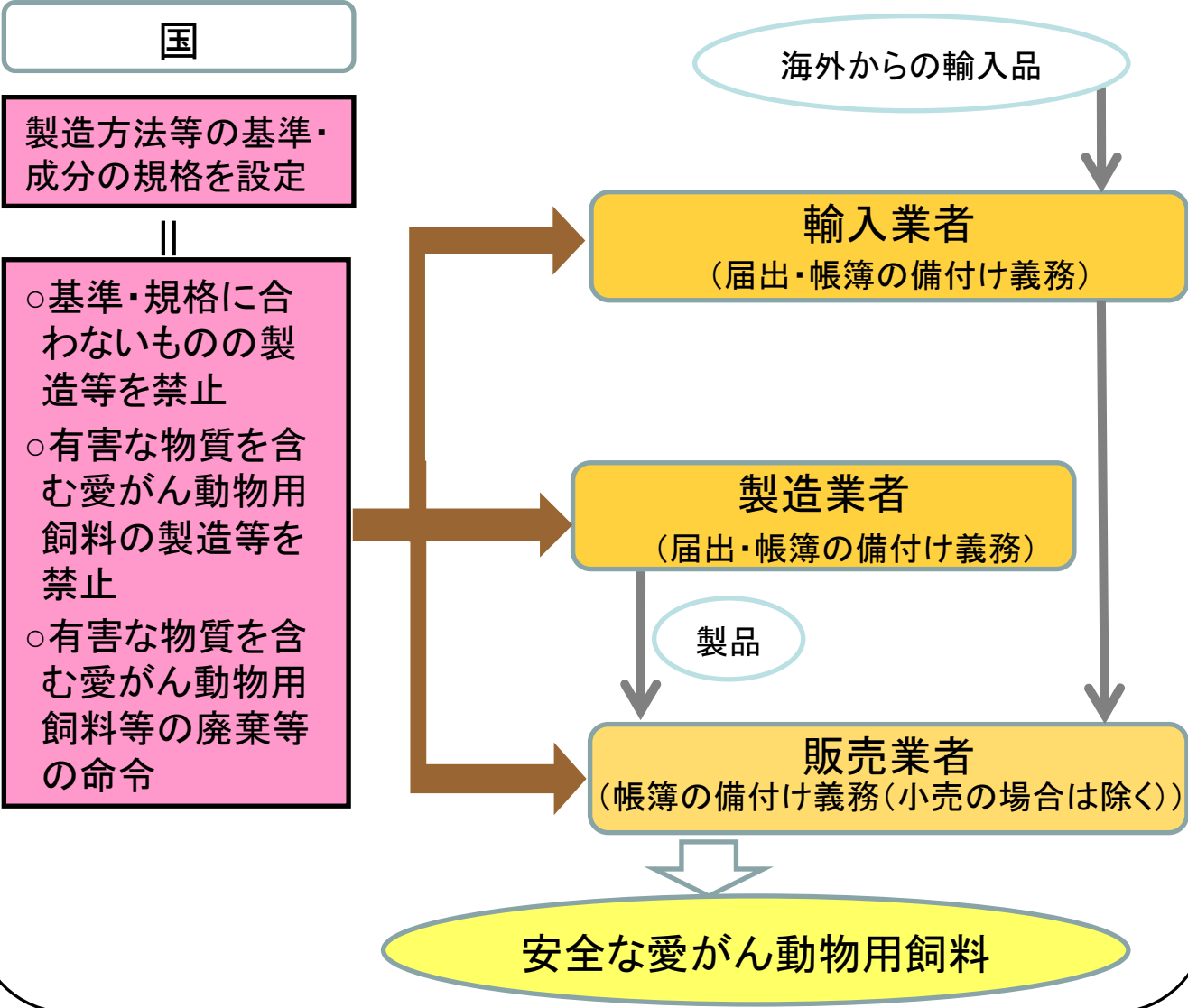
(環境省・農林水産省共管)

法律の目的

愛がん動物用飼料（ペットフード）の製造等に関する規制を行うことにより、愛がん動物用飼料の安全性の確保を図り、もって愛がん動物（ペット）の健康を保護し、動物の愛護に寄与することを目的とする。

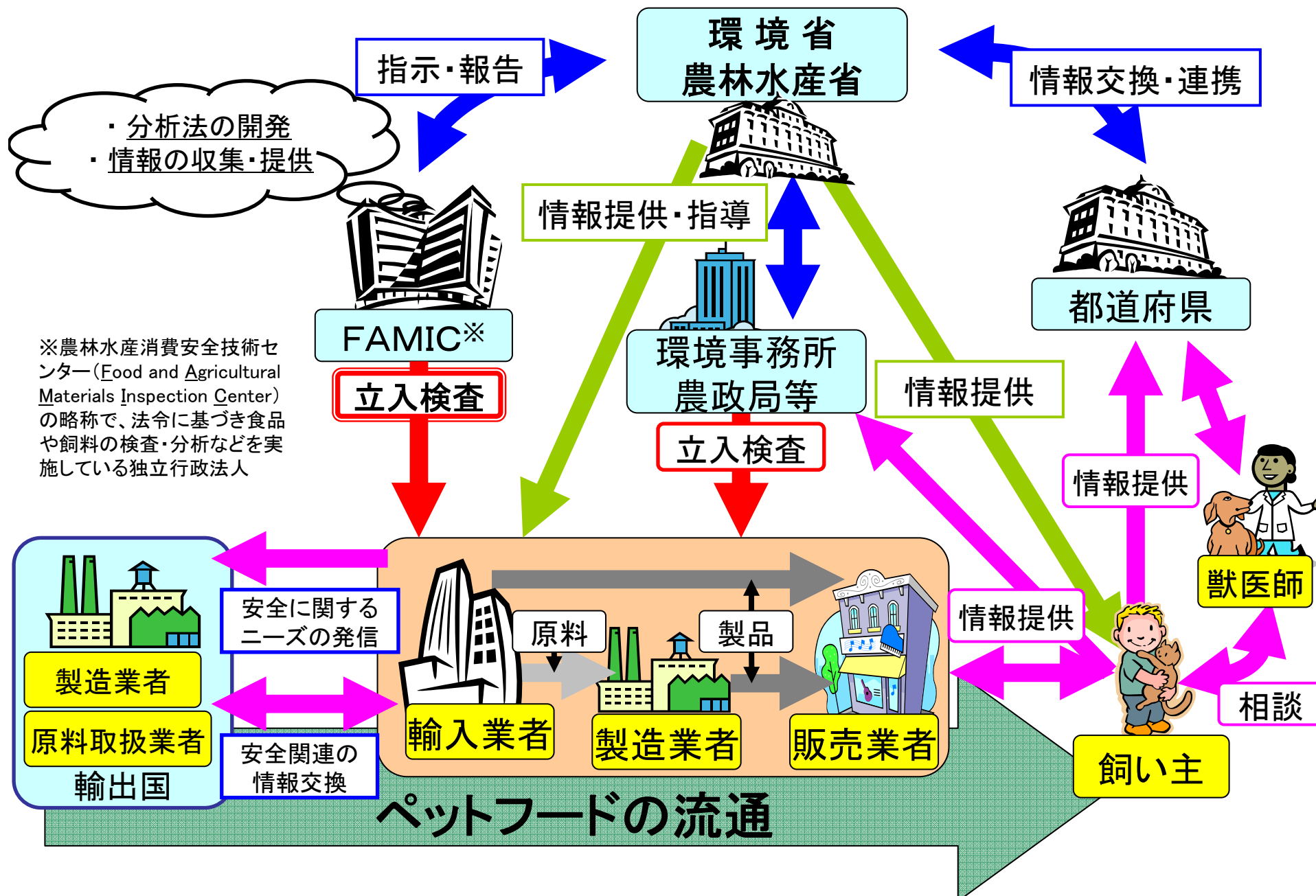
法律の概要

- 愛がん動物用飼料の製造の方法等についての基準及び成分についての規格を設定し、その基準又は規格に合わないものの製造等の禁止
- 有害な物質を含む愛がん動物用飼料の製造等の禁止
- 有害な物質を含む愛がん動物用飼料等の廃棄等の命令
- 製造業者等の届出及び帳簿の備付け



※ 環境省担当部局：自然環境局総務課動物愛護管理室
農林水産省担当部局：消費・安全局畜水産安全管理課

ペットフードの安全確保の体制



※農林水産消費安全技術センター (Food and Agricultural Materials Inspection Center) の略称で、法令に基づき食品や飼料の検査・分析などを実施している独立行政法人

ペットフード関係者との連携

